

広島県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十一月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十条の六中「又は第九項」を「又は第十項」に改める。

第四十六条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。